

(書類の送付先)
〒100-0004
東京都千代田区大手町二丁目6番2号
日本ビルヂング9階
ベネフィット・ワン企業年金基金 事務局

※個人情報の取扱いについて
当基金の管理する個人情報のうち請求者の基礎年金番号、給付金の額及び給付金の支払日に関する情報は、実施事業所が支払う退職金の額の算定に利用することを目的として、請求者が使用されていた実施事業所(実施事業所が退職金事務の取りまとめ等を依頼している場合にあっては、当該実施事業所が指定する相手)と共同して利用しております。予めご了承ください。

【基金使用欄】

事業所番号	

老齢給付金裁定請求書

ベネフィット・ワン企業年金基金 御中

下記の通り、老齢給付金の裁定を請求します。 記入日 年 月 日

フリガナ		印	性別	生年月日
氏名	(氏) (名)		男・女	年 月 日
住所	郵便番号 ()			
	電話 () -			
基礎年金番号			退職した会社名	
受取り方法	銀行口座振込			
	(フリガナ)			
	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合			支店 支所 出張所
	金融機関コード(4桁)		支店コード(3桁)	
(預金科目) 普通預金	(口座番号 右詰めに記入)		本人名義	
支給割合の選択	(希望する割合に○印をつけてください。)			
	1. 年金 0% 年金に代わる一時金 100%	2. 年金 50% 年金に代わる一時金 50%	3. 年金 100%	
添付書類	<input type="checkbox"/> チェック 添付書類をご用意いただきましたら口欄にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 1. 戸籍の抄本、住民票、運転免許証、健康保険証の写しのいずれか生年月日の確認できる書類 <input type="checkbox"/> 2. 金融機関の預金通帳、カードの写しなど金融機関情報を確認できるもの (以下は、年金に代わる一時金を受け取る場合のみ必要となります。) <input type="checkbox"/> 3. 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書 ※休職、70歳到達など退職以外の資格喪失による場合は提出不要です。 <input type="checkbox"/> 4. 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※会社または他の外部積立制度からの給付がある場合のみご提出ください。 <input type="checkbox"/> 退職による請求ではないので退職所得申告書は添付しません。(一時所得課税となります。)			

※記入上の注意 氏名のフリガナは必ずご記入ください。
 ※給付金の金額、支払日は後日、通知書をご本人様宛にお送りいたしますので、ご確認ください。
 ※事業主からの資格喪失届の提出状況により支払日が遅れることがありますので、ご了承ください。

添付書類 貼り付け台紙

請求にあたり、添付いただく以下の書類は、こちらの台紙に貼り付けてご提出ください。

- ・戸籍の抄本、住民票、運転免許証、健康保険証の写しのいずれか生年月日の確認できる書類
- ・金融機関の預金通帳、カードの写しなど金融機関情報を確認できるもの
- ・退職所得の源泉徴収票・特別徴収票